

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（認定申請に併せて、建築確認の審査の申出をする場合）
根拠法令及び条項		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
審査基準	関係条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第27条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条、第11条、第12条及び第13条 平成28年4月1日国土交通省告示第609号 新座市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則 建築基準法第18条
	基準 (未設定の場合はその理由)	根拠法令及び関係条項による審査基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成28年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定（前例事務処理がないため）
	設定等年月日	平成28年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）